サーキュラーパートナーズ
（サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ）
規程

改定履歴

2023 年 12 月 22 日	新規制定
2024 年 3 月 27 日	名称の反映や新しいワーキンググループの新設等に伴う改定
2026 年 7 月 31 日	活動取組の変更に伴う改定

本規程は、本パートナーシップの会員に適用され、会員は本パートナーシップへの参画に先立ち、本規程に賛同したものとみなす。

第１章　総則

第１条　（名称）

本パートナーシップは、「サーキュラーパートナーズ（英語名：【Circular Partners】、略称：CPs)」と称する。

第２条　（目的）

サーキュラーパートナーズは、サーキュラーエコノミーに野心的・先進的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体及び関係機関・関係団体等が一体となり、日本におけるサーキュラーエコノミーの実現に必要な施策等の検討を行うことを目的とする。

第３条　（活動概要）

サーキュラーパートナーズは第２条に設定している通りの目標を達成するため、以下に掲げる活動を行う。

1. 2030 年、2050 年を見据えたサーキュラーエコノミーに関する目標達成に向けた製品・素材単位での戦略の策定と推進
2. 循環に必要となる製品・素材の情報や循環実態の可視化により、データの流通を促す「サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム」の構築
3. 自治体におけるサーキュラーエコノミーの取組を加速し、サーキュラーエコノミーの社会実装の推進に寄与する「地域循環モデル」の構築
4. 国際連携プロジェクトの組成や国際標準化の検討、国内外における資源循環の推進
5. その他、プロモーション、技術検討等の第２条の目的を踏まえた取組
6. 会員の交流の促進

第２章　サーキュラーパートナーズの運営

第４条　（事務局）

１．事務局の設置

① サーキュラーパートナーズの運営を行う組織として、事務局を設置する。

② 事務局は、環境省の協力を得て、経済産業省及び経済産業省が委託した者が担う。

③ 事務局は、会員に何らかの損害が生じた場合、事務局に故意又は重大な過失が存在しない限り、何らの責任を負わない。

２．事務局の業務

① サーキュラーパートナーズへの参画申込みの確認

② 第６条に定める会員の取組に関する報告の確認

③ 第３条に定める活動に関する議論の場の設置又は議論内容を共有する機会の設定

④ 第３条に定める活動に関する会員の交流を促す場の設置

⑤ サーキュラーパートナーズの活動及びサーキュラーパートナーズの活動内容を外部に向けて発信するためのウェブサイト等の開設・運営

⑥ 追加的に定める必要のある事項に関する文書（以下「関連文書」という。）の策定

⑦ 本規程及び関連文書（以下「規程等」という。）の改定・廃止及び規程等の公表

⑧ その他、サーキュラーパートナーズの運営に必要な事項

第５条　（ワーキンググループ等）

１．ワーキンググループ（以下「WG」という。）等は、原則として事務局が運営する。

以下に掲げる WG 等を設置する。

① サーキュラーエコノミー戦略推進コミッティ

② サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム構築 WG

③ 地域循環モデル構築 WG

④ 国際連携・標準化 WG

２．WG 等は、第３条の活動における検討を目的に、必要に応じて開催し、会員に対して原則公開する。

３．WG 等には座長を置き、座長及び委員は会員から選任し、委員においては座長が了承した会員から選任する。

４．WG 等には、第３条の活動に関して技術的・専門的な内容を検討することを目的に、必要に応じて、サブワーキンググループ（以下「SWG」という。）を設置することができる。

第６条　（会員）

１．会員は、以下に掲げる全ての事項に該当しなければならない。

① 本規程を遵守すること

② 法人格を有する企業又は外国会社に該当する企業、業界団体、自治体、大学、研究機関、関係機関・関係団体のいずれかであること

2．事務局は、サーキュラーパートナーズ参画申請書による申込みに対し、申込み者が前項に該当することを確認ができた場合、申込み者を会員とする。

3．会員は、以下に掲げる取組を実施する。

① サーキュラーパートナーズへ参画した者は、参画時期にかかわらず、毎年サーキュラーエコノミーに関する定量的な目標設定を行い、12 月末までに事務局へ提出すること。また、実績登録は目標提出時期から 1 年後とし、12 月末までに事務局へ提出すること。（必須項目）

② サーキュラーエコノミーに関する定量的な目標及び当該目標の達成のための具体的な取組についてホームページ等で公表すること。（企業・業界団体：任意項目）

③ 自治体の環境基本計画等の次期改定の際に、サーキュラーエコノミーに関する定量的な目標を盛り込み、公表すること。（自治体：任意項目）

④ サーキュラーエコノミーに関するプロジェクトの成果について、定期的（任意に設定）に情報開示を行うとともに、事務局へ提出すること。（大学、研究機関、関係機関・関係団体：任意項目）

4．会員は、サーキュラーパートナーズにおいて、以下に掲げる活動を実施することができる。

① WG 等（SWG を含む。）への参加・意見提出。なお、SWG への参加については各 SWG の定めた方法規程に従う

② 会員の交流に資するイベントへの参加

③ WG 等（SWG を含む。）の追加設置に関する提案

④ サーキュラーパートナーズ参画中の活動における、事務局が配布するロゴマークの使用

⑤ その他、事務局が第２条の目的に資すると判断した活動

第７条　（会費及び費用）

1．事務局は、原則として会員から入退会費及び定期会費を徴収しないものとする。

2．会員が各種 WG 会議等への参加に伴い、当該会員において発生する費用（旅費等）は、特別に定める場合を除き当事者が負担するものとする。

第８条　（脱退）

1．会員は、脱退を希望する２週間前までに脱退をする旨及び脱退理由を事務局に届け出ることで、サーキュラーパートナーズから脱退することができる。

2．事務局は、会員が本規程を遵守しないとき、サーキュラーパートナーズの名誉を毀損する行為を行ったとき又は次に定める各号のいずれかに該当すると認められるときには、会員を脱退させることができる。

① 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規程する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人の役員等（役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法２条第６号に規程する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

② 役員等が、自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

３．本条２項により脱退した会員は、脱退の日から起算して５年を経過する日までは再度参画することはできない。

第３章　その他

第９条　（知的財産権）

１．サーキュラーパートナーズの活動により作成される資料、発行物等（以下「著作物」という。）の著作権は経済産業省に帰属し、著作者人格権については経済産業省が行使しうるものとする。

２．サーキュラーパートナーズに提出される情報に会員等が著作権を有する情報等が含まれる場合、その部分の著作権は当該著作権者に留保されるが、当該会員等は、経済産業省が二次利用すること及び経済産業省が第三者に二次利用すること等を無償で許諾するものとする。

３．サーキュラーパートナーズに提出される情報に第三者が著作権を有する情報が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、当該情報の提供者は、経済産業省が二次利用すること及び経済産業省が第三者に二次利用すること等につき、当該第三者から利用許諾を可能な限り取得するものとする。

４．経済産業省は、事務局に対し、著作物の利用を無償で許諾するものとする。

第１０条　（情報の取扱い）

１．事務局及び会員等は秘密情報を秘密として保持し、サーキュラーパートナーズの目的にのみ使用するものとし、事前に秘密情報を保有する事務局又は会員等から承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しないものとする。なお、本規程において、以下に該当する情報以外の情報を「秘密情報」とする。

① 提供された時点ですでに公知の情報又はその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報提供を受けた当事者が、サーキュラーパートナーズの活動以外から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

② 提供された時点ですでに提供を受けた当事者が保有している情報

③ 提供を受けた当事者が、提供された情報によらずして独自に開発した情報

④ 提供した当事者が第三者に対し秘密保持義務を課すことなく提供した情報

⑤ CPs 事務局が会員に限り提供した情報（ウェブサイトのログイン情報等）

２．前項に反し、会員等が秘密情報を漏洩したことにより、当該秘密情報の保有する者が損害を被った場合、事務局は一切の責任を負わない。

３．会員は、CPs への参画に伴い登録した会員情報が CPs 事務局に提供され、CPs 事務局がこれを CPs の運営、会員管理および会員への連絡のために利用することに同意するものとする。また、登録メールアドレス宛に、CPs 事務局から、ログイン情報やお知らせ、イベント・セミナー情報等が掲載されたメールマガジンその他の関連情報が送信される場合があることを予め承諾するものとする。

第１１条　（その他）

１．規程等の改定・廃止に関する事項は、事務局から事前に会員にメール等にて通知し、行うことができる。

２．規程等の改定・廃止を行った場合、事務局は、遅滞なく変更後の規程等を公表する。なお、当該変更後の規程等に特段の定めがある場合を除き、遡及しないものとする。

附則

第１条　本規程は、2023 年 12 月 22 日から施行する。
第２条　2024 年 3 月 27 日改定後の規程は、2024 年 4 月 1 日から適用する。
第３条　2026 年 7 月 31 日改定後の規程は、2026 年 8 月 1 日から適用する。